

一者応札・応募に係る改善方策について

平成23年 3月31日
国立大学法人山口大学

国立大学法人山口大学では、随意契約見直し計画に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等の競争性のある契約方式に移行することとされています。

しかしながら、その契約実態を調査した結果、一者応札・応募となっている事例が少なからず見受けられます。ついては、更なる競争性の確保の観点から、以下の改善方策を定め、推進していきます。

1. 調達予定情報の提供

- ・ 調達内容に応じ適切な履行期間を確保するため早期執行に努める。

2. 詳細な調達情報の提供

- ・ 入札公告を行う際に調達内容の詳細が把握できるように、原則として仕様書を添付する。(工事契約は除く)

3. 十分な公告等期間の確保

- ・ 本学では、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならないとしているが、調達案件に応じた適切な公告期間を確保することに努める。

4. 競争参加資格要件の緩和

- ・ 競争参加資格要件については、業務内容を勘案し過度の制約とならないよう必要最小限のものとする。

5. 業者等からの聴き取り

- ・ 入札説明会に参加(入札説明書を取り寄せ含む)、または、仕様書に対する問い合わせを行った業者が入札不参加となった要因について調査・分析し、対策等を検討したうえで以後の入札等に反映させるよう努める。